

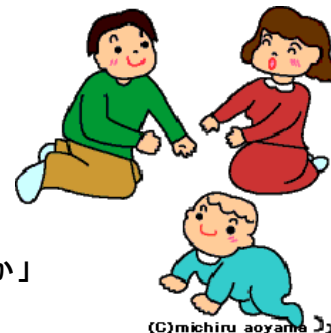
守ろう！健やかな発達とたしかな療育

9. 30全国集会

応益負担の開始で子どもの通園や家族の生活はどうなるのか
通園施設や児童デイサービスの運営や実践は守られるのか
国や自治体に私たちの声を届けよう

第一部 現在の情勢と私たちのとりくみ、そして課題

中村 尚子(持ち込ませない会・副代表)



第二部 シンポジウム「障害者自立支援法で乳幼児の療育はどうなるのか」

<シンポジスト>

知的障害児通園施設から 高木 恵子氏(京都市・洛西愛育園園長)

肢体不自由児通園施設から 大阪府吹田市から(予定)

難聴幼児通園施設から 塩出 順子氏(広島県福山市・「ゼノ」こぼと園園長)

<コーディネーター> 白石 正久(持ち込ませない会・副代表)

日時：2006年9月30日 午後1時から4時30分

会場：ヴィアーレ大阪



☆アクセス☆

- 地下鉄御堂筋線・中央線「本町駅」下車 1,3番出口より徒歩3分
- 地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町駅」下車 17番出口より徒歩5分

☆お問い合わせ☆

Tel 06-4705-2411(代)

Fax 06-4705-2422

参加申し込みや問い合わせは、ファックスかメールでお願いします。(当日参加もできますが、準備の都合上、裏面の申込用紙に記入して、9月25日までにお申し込みください)

障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会事務局

〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 らく相談室内

Fax075-465-4310

mail rakuraku@ma3.seikyou.ne.jp

障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会からの訴え！！

障害者自立支援法が本年4月から施行され、すでに成人期の施設や居宅支援の利用では、応益(定率)負担が課せられています。その結果、作業所への通所を断念したり、ホームヘルプサービスの利用を控えるなどの影響が出ていることが、全国いたるところで報道されています。

児童期の施設の応益負担の実施は10月からであり、まさに目前に迫りました。私たち「障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会」は、本年1月末に宮崎市で開いた交流集会を機に、厚生労働省への要望署名をとりくみ、わずか1カ月で3万筆を集める活動を行い、その後もこの署名活動は全国のいたるところでとりくまれています。また、法が施行された4月以降、自治体への請願・要望署名の活動を提起し、多くの市町村で保護者や施設職員が中心になってこの活動にとりくみ、利用料や給食費の補助を得るなどの具体的成果のみられた地域もあります。

しかし、私たちやさまざまな組織・団体が行った交渉においても、国(厚生労働省)は、障害者自立支援法の根幹である応益負担についての、何らの軽減策も示さず、このままでは10月から多大な負担が子どもとその家族に強いられることとなります。

乳幼児期は、子どもへの適切な療育と保護者の障害受容や生活への支援を速やかに行うことによって、たしかな発達や家庭生活を築くことができるという点で、特別の配慮を必要とする時期です。そして、乳幼児期の子どもをもつ保護者は、若年ゆえに収入が十分ではないにもかかわらず、

軽減措置の対象になる家庭は少数に限られるという実態があります。また、通園施設や児童デイサービスは、これまでの運営費を維持して確保することがむずかしくなるとの懸念が広がり、施設経営者にも危惧や怒りが広がっています。

このような想定される困難に対して、応益負担の実施の前日に、私たちの願いを大きな声にして国や自治体に届け、世論に訴えるために大阪に集いましょう。

.....申込用紙.....

まとめて申し込まれるときは代表者の名前を記入の上、参加者数を記入してください。

名前 他 名

所属

住所 〒

電話

ファクス番号 075-465-4310